

橋本周辺広域市町村圏組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則

平成 14 年 3 月 27 日

規 則 第 2 号

改正平成 18 年 9 月 1 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、橋本周辺広域市町村圏組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例（平成 14 年条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の定義は、条例の例による。

(縦覧の期間等)

第 3 条 条例第 4 条第 2 号の規定による縦覧の期間のうち、1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日までの日は、縦覧を行わない。

2 縦覧の時間は、執務時間中とする。

(縦覧の手続)

第 4 条 条例第 3 条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（別記様式）に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第 5 条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(住民の意見書の記載事項)

第 6 条 条例第 6 条第 2 項の意見書には、次に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）

- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見
(告示等)

第7条 条例第3条及び第5条による告示は、構成市町の掲示場に掲示し、組合広報又は構成市町広報にこれを記載して行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年9月1日規則第6号)

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

別記様式 (第4条関係)

縦 覧 申 込 書

年 月 日

橋本周辺広域市町村圏組合

管理者

様

縦覧者住所

(代表者)

縦覧者氏名

橋本周辺広域市町村圏組合が設置する一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境調査結果の縦覧等の手続きに関する規則第4条の規定に基づき、次のとおり縦覧の申し込みをします。

- 1 施設の名称 ()
- 2 施設の設置場所 ()
- 3 施設の種類 ()
- 4 施設において処理する一般廃棄物の種類
- 5 施設の能力 (施設が最終処分場である場合にあっては、埋め立て処分の用に供される場所の面積及び埋め立て容量)
- 6 実施した生活環境調査の項目

縦 覧 者 名 簿

- 1 施設の名称
- 2 施設の設置場所

番 号	縦 覧 日	氏 名	住 所
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		

意見書提出者名簿

- 1 施設の名称
- 2 施設の設置場所

番号	縦覧日	氏名	住所
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		